

いじめ防止等対策の取り組みについて

長野工業高等専門学校

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	学級担任ガイドの周知を通じ、本校いじめ防止等基本計画により実施した	引き続き左記の取組を実施するとともに、令和6年度は教員に対するいじめ対策講習会のテーマとして取り上げ、意識啓発を行った	—
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	学校いじめ対策委員会を6回開催した。また、同委員会の部会相当である学生相談室ミーティングをほぼ毎月実施し、学生アンケート結果も含めた情報を同委員会メンバーへ共有している	引き続き定期的に開催する	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	11月に本校スクールソーシャルワーカーによる講習会を実施した	今年度もスクールソーシャルワーカーによる講習会を実施した。講習会の内容をTeamsで共有し、当日受講できなかった場合もオンデマンド受講ができるようにした	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	「長野工業高等専門学校いじめ対策委員会規則」を定め、規則集に掲載して周知している	引き続き実施する	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	第1回学校いじめ対策委員会で年間のいじめ防止プログラムを策定し、校内グループウェアに掲載して閲覧できるようにした	引き続き実施する	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	学生相談室ミーティングを毎月（長期休業中を除く）実施し、いじめに限らず様子が気になる学生の動向把握に努めている	引き続き実施する	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知するとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	本校いじめ防止等基本計画及びいじめ対策委員会規則に定めている	引き続き実施する	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	生相談室ミーティングを毎月（長期休業中を除く）実施し、関係教職員で共有している	引き続き実施する	—
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	検証を行い、令和6年度の本校いじめ防止等基本計画の改定及びいじめ防止プログラムの策定に反映した	引き続き年度末に検証を行い、必要に応じ改定する	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	6月、8月、12月、2月にアンケートを実施し、その結果を学校いじめ対策委員会と学生相談室ミーティングで共有した	引き続き定期的に実施する	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にするとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	スクールカウンセラーを学校いじめ対策委員会及び学生相談室ミーティングの構成員とし、関係教職員で情報共有している	引き続き実施する	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	SNS講習会（1,2,4年）、心のケア講習会（1,3年）に合わせて実施した	SNS講習会を全学年に対し実施した。また3～5年生の講習会では、当日欠席した学生に補講を行った	令和6年6月
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	上記講習会の内容も含んで実施した	SNS講習会（3～5年）で簡単な個人ワークを取り入れ、理解を深める機会を設けた	令和6年6月
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	学生向け配付資料に、いじめなどの行為を目にした場合の相談先や身近で悩みを抱えた人がいるときの接し方などの内容を盛り込んで、学生が自ら考える一助としている	SNS講習会（3～5年）で簡単な個人ワークを取り入れ、主体的に考える機会を設けた	令和6年6月
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	本校ホームページにいじめ防止等基本計画を掲載し周知している	引き続き実施する	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	本校いじめ防止等基本計画に記載している	引き続き実施する	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	参与会（外部有識者会議、1月開催）の資料に、本校のいじめ防止の取組として学校いじめ対策委員会を定期的に開催しチームで対応していることを記載し、報告した。	令和7年1月開催の参与会に向け、資料の充実を行った	令和7年1月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	本校いじめ防止等基本計画に記載している	引き続き実施する	—

口頭、電話、メール、アンケート調査など

日常的な見守りと気づき、情報共有
担任、学生相談室、保健室、寮など多面的に対応

いじめの覚知

情報集約

いじめ発覚後
24時間以内に速報

学校いじめ対策委員会

早期発見、早期対応、解消・解決のために組織的に方針を決定し実行する

いじめの認知

校長、副校長、学生相談室長、系（院）長、事務部長、学生課長、看護師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（担任、科目担当者）

- 情報共有
- 対処方針の決定

高専機構本部
いじめ対応支援
チーム

報告

支援
指導
助言

事実の把握

（丁寧な事実確認・聞き取り）

関係者の 指導・支援・連携

事後指導

被害学生の保護、
ケア、支援

**被害者の苦痛を
徹底的に排除**

加害学生への指導等

周囲の学生への指導

クラス、学年、
寮等への全体指導

ケア

指導

説明

連携

被害学生・保護者への説明
加害学生・保護者への説明
保護者との協力関係づくり

重大
事態

高専
機構
対応
フロー
参照

再発防止に向けての取り組み

- ① 事案対応における振り返り・分析
- ② 被害・加害学生のアフターケア
- ③ 特別活動等での人権教育における全体指導
- ④ 寮生研修等での指導

十分な検証と実例に基づいた研修、次に活かす

長野高専 いじめ防止等基本計画 PDCAサイクル

